

湖西市中小企業経営力向上支援補助金交付要綱

令和7年3月3日

告示第36号

(趣旨)

第1条 市長は、地域経済を支える中小企業者等(中小企業基本法(昭和38年法律第154号)第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者をいう。以下同じ。)の競争力を高め、地域産業の振興に資することを目的に、中小企業者等及び商工会が行う中小企業者等の経営力向上に資する事業に対し、予算の範囲内において湖西市中小企業経営力向上支援補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては、湖西市補助金等交付規則(昭和51年湖西市規則第18号)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助対象事業、補助対象者、対象経費、補助率及び限度額)

第2条 補助金の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)並びに補助対象事業ごとの補助金の交付対象者(以下「補助対象者」という。)並びに補助金の対象経費、補助率及び限度額は、次の表に定めるところによる。

補助対象事業	補助対象者	対象経費	補助率	限度額
販路拡大事業(販路の拡大を目的に湖西市外の展示会・見本市等に出展する事業をいい、同一会計年度に交付の決定を受けた販路拡大共同出展事業(この表に規定する販路拡大共同出展事業をいう。)の参加者が出展するものを除く。以下同じ。)	中小企業者等(第5条第1項の規定による提出の日において市内に主たる事業所を有し、かつ、1年以上継続して事業を営んでいるもの限り、次に掲げる者を除く。以下同じ。) (1) 市税を滞納している者(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める風俗営業を行う者(3) 宗教活動又は政治活動を行うことを目的とする者(4) 暴力団員等(湖西市暴力団排除条例(平成24年	出展に係る小間料(オンラインによる出展料を含む。)、小間装飾料、運送費その他市長が必要と認める経費	3分の2	次の(1)、(2)及び(3)に掲げる開催地又は出展方法に応じ、それぞれ(1)、(2)及び(3)に定める額(1) オンラインによる出展 5万円(2) 静岡県浜松市内又は愛知県豊橋市内 10万円(3) 静岡県内又は愛知県内(前号に掲げる開催地を除く。) 20万円(4) 前2号に掲げる開催地以外の地 25万円

	湖西市条例第 34 号) 第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。) 又は当該暴力団員等と密接な関係を有する者(5) 公の秩序に反するおそれがあると認められる者			
販路拡大共同出展事業 (市内に事業所を有する中小企業者等 (同一会計年度に販路拡大事業に係る補助金の交付の決定を受けた者を除く。) を取りまとめて、共同で静岡県外の見本市等に展示会・見本市等に展示する事業をいう。以下同じ。)	商工会 (市の区域の一部をその地区とするものに限る。以下同じ。)	出展に係る小間料、小間装飾料その他市長が必要と認める経費	3 分の 2	200 万円
DX 推進事業 (生産性向上を目的としたデジタル技術の導入に係る事業をいう。以下同じ。)	中小企業者等	ソフトウェア購入費、開発費、委託費、外注費、更新費、クラウドサービス利用費その他市長が必要と認める経費	2 分の 1	30 万円

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事業は、補助対象事業としない。

- (1) 特定の政治、宗教又は選挙に関する活動を目的とする事業
- (2) 法令等又は公序良俗に反するおそれがあると認められる事業
- (3) 国、県その他の機関から同様の補助金等の交付を受けようとする事業又は受けた事業

(4) 前項の表に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表対象経費の欄に定める経費の総額が10万円に満たない事業

(5) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助対象事業として適当でないと認めた事業

3 第1項の対象経費には、消費税及び地方消費税は含めない。

(補助金の額)

第3条 補助金の額は、前条第1項の表に掲げる補助対象事業の区分に応じ、同表対象経費欄に定める経費の総額に同表補助率に定める率を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は同表限度額欄の額のいずれか低い額とする。

(補助の制限)

第4条 補助金の交付は、補助対象者1者につき、第2条第1項の表に掲げる補助対象事業ごとに同一会計年度において1回限りとする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助対象事業ごとに湖西市中小企業経営力向上支援補助金交付申請書(様式第1号)、収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)(様式第2号)、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ当該各号に定める書類その他市長が必要と認める書類を市長に提出するものとする。

(1) 販路拡大事業 次に掲げる書類

ア 販路拡大事業計画書(変更事業計画書)(様式第3号)

イ 出展する展示会等の内容が分かる書類

ウ 出展する製品等の概要が分かる書類

エ 市内に主たる事業所を有することが確認できる書類

(2) 販路拡大共同出展事業 次に掲げる書類及び前号イに掲げる書類

ア 販路拡大共同出展事業計画書(変更事業計画書)(様式第4号)

イ 共同出展企業概要書(様式第5号)

ウ 誓約書(様式第6号)

エ 共同出展する企業の概要が分かる書類

オ 共同出展する企業の展示する製品等の概要が分かる書類

(3) DX推進事業 次に掲げる書類及び第1号エに掲げる書類

ア DX推進事業計画書(変更事業計画書)(様式第7号)

イ デジタル化ツールの概要が確認できる書類等の写し

2 前項の規定による提出は、事業開始日(補助対象事業の契約又は発注の日及び次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める日のいずれかの早い日をいう。第11条において同じ。)の14日前の日までにするものとする。ただし、4月に実施する補助対象事業については、この限りでない。

(1) 販路拡大事業及び販路拡大共同出展事業 展示会・見本市等への出展の初日

(2) DX推進事業 デジタル技術の導入の日(以下「導入日」という。)

(交付の条件)

第6条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定をする際の条件とする。

- (1) 次に掲げる場合のいずれかに該当するときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならないこと。
 - ア 補助対象事業の内容を変更しようとする場合
 - イ 補助金の額を増額しようとする場合
 - ウ 補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合
- (2) 補助対象事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならないこと。
- (3) 補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類を事業が完了する日の属する年度の終了後5年間保管しなければならないこと。
- (4) 市長の求めがあったときは、各年度における補助対象事業の成果等を報告し、又は意見聴取等に協力しなければならないこと。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要であると認める事項を遵守しなければならないこと。

(交付決定の通知)

第7条 市長は、第5条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、補助金の交付を決定し、湖西市中小企業経営力向上支援補助金交付決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第8条 補助金の交付申請の取下げをするときは、湖西市中小企業経営力向上支援補助金交付申請取下書(様式第9号)を市長に提出するものとする。

(変更の承認申請)

第9条 第5条第1項の申請の内容に変更のある場合は、湖西市中小企業経営力向上支援補助金変更承認申請書(様式第10号)を市長に提出し、その承認を受けるものとする。

2 第5条第1項の規定は、前項の承認を受けようとする場合について準用する。

(変更決定の通知)

第10条 市長は、前条の承認をしたときは、湖西市中小企業経営力向上支援補助金変更交付決定書(様式第11号)により通知するものとする。

(完了報告)

第11条 第7条の規定による決定を受けた者は、補助対象事業が完了したときは、湖西市中小企業経営力向上支援補助金完了報告書(様式第12号)、収支予算書(変更収支予算書、収支決算書)(様式第2号)、次の各号に掲げる補助対象事業の区分に応じ当該各号に定める書類その他市長が必要と認める書類を、速やかに市長に提出し、補助対象事業の完了の報告をするものとする。

(1) 販路拡大事業 次に掲げる書類

- ア 販路拡大事業実績報告書(様式第13号)
- イ 領収書の写しその他経費の支払が分かる書類
- ウ 展示会等のパンフレット(出展者名が印刷されているものに限る。)

エ 出展ブースの写真

(2) 販路拡大共同出展事業 次に掲げる書類並びに前号イ、ウ及びエに掲げる書類

ア 販路拡大共同出展事業実績報告書（商工会用）（様式第 14 号）

イ 販路拡大共同出展事業実績報告書（企業用）（様式第 15 号）

(3) DX 推進事業 次に掲げる書類及び第 1 号イに掲げる書類

ア DX 推進事業実績報告書（様式第 16 号）

イ 補助対象事業の実施概要が分かる書類

ウ 事業開始日が確認できる書類

（交付確定の通知）

第 12 条 市長は、前条の報告があったときは、その内容を審査し、相当と認めたときは、湖西市中小企業経営力向上支援補助金確定通知書(様式第 17 号)により通知するものとする。

（補助金の請求）

第 13 条 補助金を請求するときは、前条の規定による通知を受領後、速やかに湖西市中小企業経営力向上支援補助金請求書(様式第 18 号)を市長に提出しなければならない。ただし、販路拡大共同出展事業に係る補助金については、補助対象事業の目的を達成するために必要があるときは、第 7 条の規定による通知を受けた日以後において概算払又は前金払の請求をすることができる。

（交付決定の取消し及び返還）

第 14 条 市長は、補助対象者が偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたときは補助金交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させるものとする。

（交付決定の取消しの通知）

第 15 条 補助金の交付決定の取消しの通知は、湖西市中小企業経営力向上支援補助金交付額決定取消通知書(様式第 19 号)によるものとする。

（DX 推進事業の効果検証報告）

第 16 条 DX 推進事業の補助対象者は、導入日から同日の属する月の翌月から起算して 3 か月後の月の末日までの期間を効果検証期間とし、当該期間終了後、速やかに事業効果検証報告書（様式第 20 号）を市長に提出するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、同項の期間の末日までに対象経費の支払が完了しない場合にあっては、同項の規定による提出は、第 11 条完了の報告の際にするものとする。

（補則）

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。